

すまいる住宅登録事業における登録住宅の面積要件の変更について

1 目的

すまいる住宅登録事業における登録住宅の要件を一部変更することにより、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅をより多く確保し、要配慮者への居住支援を推進します。

2 変更内容

【現 行】専有面積が 18 m²以上であること。



【変更後】専有面積が 15 m²以上であること。

(参考) 東京都住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

一般住宅

着工日	～平成 8 年 3 月 31 日	平成 8 年 4 月 1 日～ 平成 18 年 3 月 31 日	平成 18 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 30 日
面 積	15 m ² 以上	17 m ² 以上	20 m ² 以上

3 実施時期

令和 5 年 4 月 1 日登録申請分より適用